

八 産 業

I 農 業

三三五 田畑屋敷質入値段帳

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 延享元年(一七四四)の質入値段表である。田畑・家屋敷の質入値段および、小作料の価格など、また杉・松などの記述もあって、下川辺役所に提出したものである。

(表紙)

延享元年

美濃国加茂郡下川邊村

田畑屋敷質入小作入上ヶ並竹木値段覚帳

子十月

美濃国加茂郡下川邊村

田畑屋敷質入並小作入上ヶ値段

一 上田壹反ニ付

質入金壹兩貳分程

小作入上ヶ米四斗程

一 中田壹反ニ付

質入金壹兩貳分程

小作入上ヶ米三斗五升程

一 下田壹反ニ付

質入金壹兩程

小作入上ヶ米貳斗五升程

一 上畑壹反ニ付

質入金壹兩貳分程

小作入上ヶ金銀拾五匁程

一 中畑壹反ニ付

質入金壹兩程

小作入上ヶ銀拾貳匁程

一 下畑壹反ニ付

質入金三分程

小作入上ヶ銀拾匁程

一 屋敷壹反ニ付

質入金壹兩貳分程

小作入上ヶ銀拾五匁程

一杉柱 是ハ当村ニ無御座候

一松柱 右同断

一杉丸太 右同断

一松丸太 長式間半、末口五寸代銀式匁五分程

一唐竹 七寸廻り、代銀壹匁五分程

一内竹 是ハ当村無御座候

右美濃国加茂郡下川邊村田畑屋敷、当時質入並小作入上ヶ値段吟味仕候處、書面之通ニ御座候、竹木は取切之相場値段吟味仕、書付差上ヶ申候以上

延享元年子十月

下川邊村庄

七印

年寄久屋

百姓代 瀬野右衛門印

太次右衛門印

下川邊

御役所

三三六 田畑屋敷質入値段覚

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 宝暦四年（一七五四）の質入値段覚書である。
田畑・家屋敷の質入値段の価格で、下川辺役所に提出したものである。

〔表紙〕

宝暦四年

美濃国加茂郡下川邊村

田畑屋敷質入値段覚

戊五月

美濃国加茂郡下川邊村田畑屋敷質入値段覚

一上田壹反ニ付 質入値段

金壹兩壹分銀拾匁

一中田壹反ニ付 質入値段

金壹兩銀拾匁

一下田壹反ニ付 質入値段

金壹両

一上畑壹反ニ付

質入値段

金壹両銀拾匁

一中畑壹反ニ付

質入値段

金三分銀拾匁

一下畑壹反ニ付

質入値段

金貳分銀拾匁

一屋敷壹反ニ付

質入値段

金壹両銀拾匁

右は当村田畑屋敷質入値段大概書面之通御座候以上

戊戌五月

加茂郡下川邊村庄屋

同 村年久七

同 村寄瀬野右衛門

同 村百姓代太次右衛門

下川邊
御役所

三三七 田畑屋敷質入値段覚

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

〔解説〕 宝暦一〇年（一七六〇）の質入値段覚書である。

田畑・家屋敷の質入値段および、小作料の価格など、また松・竹などの記述もあつて、下川辺役所に提出したものである。

（表紙）

宝暦十年

美濃国加茂郡下川邊村

田畑屋敷質入小作入上ヶ並竹木値段覚

辰五月

上倉彦左衛門様へ如此差上申候
下書

美濃国加茂郡下川邊村田畑屋敷質入

並小作入上竹木値段

一上田壹反ニ付 質入値段金壹両貳分程

小作入上米九斗より九斗五升迄

一中田耆反ニ付

質入値段金耆兩程

一 桧木

是は当村ニ無御座候

一下田耆反ニ付

小作入上米七斗五升より八斗迄
質入値段金三分銀拾匁程

一 松丸太耆本

長三間目通り三尺、代式匁八
分八厘、長式間目通り式尺、
代耆匁

一下々田耆反ニ付

質入値段三分程
小作入上米五斗より五斗五升迄

一 雜木

長三間目通り三尺、代耆匁九
分、長式間目通り式尺、代六
分

一 積下田耆反ニ付

質入値段金式分程
小作入上米三斗五升より四斗迄

一 唐竹

但 五寸廻り代耆分式厘
四寸廻り代七厘

一 上畑耆反ニ付

質入値段金耆兩銀五匁程
小作入上米六斗五升より七斗迄

右は御尋ニ付書上候通り、相違無御座候以上

一 中畑耆反ニ付

質入値段金三分銀五匁程
小作入上米六斗より六斗五升迄

宝曆十年辰五月

下川邊村庄

一 下畑耆反ニ付

質入値段金式分銀五匁程
小作入上米四斗より四斗五升迄

年久 七印
寄喜 六印
百姓代 与次右衛門印

一下々畑耆反ニ付

質入値段金式分程
小作入上米三斗五升より四斗迄

下川邊
御役所

一 積下畑耆反ニ付

質入値段金耆分銀三匁
小作入上米式斗より式斗五升迄

一 屋敷耆反ニ付

質入値段金耆兩銀五匁程
小作入上米六斗五升より七斗迄

II 諸産業

三三八 酒造石高届書記録

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 天明八年（一七八八）の、酒造米関係の記述である。当初は八百石からの酒造米であったが、天明の飢饉の影響からか、三分の一に減ったことの記録である。

元禄十丑年酒造株
石数高七拾石

一 酒造米八百石

川邊村
矢嶋屋八左衛門印

右は去ル天明五巳年迄造り来石数高

内

酒造米貳百六拾六石六斗

右は天明七未年三分一被仰付候石数高

右之趣天明八申年御公儀え御届書上仕候

右書上之儀は関酒屋中と一所帳面ニ認込、御公儀え御届書相認申候、関酒屋中え頼遣申候、次て先帳之通相頼可申候、為後年認置者也

三三九 酒造米租税減額願

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 享和三年（一八〇三）の酒造米租税軽減の嘆願書である。全国一律に新たな租税として一〇分の一が課税されることになったが、酒造は氣候によって変酒し、あるいは運送のさい、海難事故にも遭遇することもあると、損失も多く、経営が大変である。その上に今回のような課税があると、売買も成り立たず、渡世も出来なくなると、酒造仲間連名にて嘆願している。

乍恐以書付奉願上候御事

一 諸国一円酒造米十分一御役米之儀、御触之趣被為仰付承知奉畏候、夫ニ付先達て公時を以奉願上候、又

候御願奉申上候は、甚以奉恐入候得共、酒造仲間追々申談候処、元来御役米之儀は、諸民御手当之筋被為仰付候御儀、難有仕合奉存候間、出情御役米も相勤、猶又酒造人共渡世等も可相成様、種々申談候得とも、都て酒造人ニ不限、諸売買共凡十分一之売値を目当ニ、渡世仕罷在候儀ニ御座候、勿論酒造人売値之義は元来水物之儀、仕出時節寒暖之狂ひにて、多分変酒等之損失多、其上江戸運送暑氣之時節変酒多、海難等俛有之誠ニ危キ渡世ニ御座候得は、迎も十分一御役米奉差上候ては、酒造人共一同売値ニ相離れ、渡世相続難仕必至ニ及渴命ニ、何共歎ケ敷奉存候ニ付、奉恐入候得共再応御願奉申上度奉存候、尤酒造人之儀は、乍恐御触書御文面ニも人命ニ拘り候、米穀を多く潰し畢竟ハ不益之段、被為仰聞奉恐入候ニ付、酒造之儀は如何様ニ減石被為仰付候、迎も可奉畏候、何卒御役米之儀は、御慈悲御憐愍を以御免被為成下候様、幾重も奉願上候、右之段被為聞召分宜被仰立、御免被為下置候ハハ、广大之慈悲難有仕合ニ可奉存候以上

享和三亥年二月

八 産 業

御地頭所
御役人中様

八左衛門
惣 助
新 太 郎
次 郎 平
一郎右衛門
孫 六

三四〇 酒造米運上留書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 享和三年（一八〇三）の酒造関係の通達である。この年全国各地に水害があつて、米不足が心配されたため、酒造米を半減するよう指示が出された。その後この措置は解除となったが、そのさい、今後酒造米の一〇分の一を、役米として課税するとの指示があつた。これに対し周辺各村の代表者・酒造仲間が協議し、役所へ嘆願書を提出したのである。恐らくこの嘆願は全国各地からあつたことであろう、幕府はこの租税を保留している。

〔表紙〕

享和三年

酒造御連上被仰付候諸色書留

亥十二月吉日

当年出水之国多、米値段引立ニ付、此上追々高値ニ相成候てハ、末々之者可及難儀趣ニ相聞候間、追て及沙汰ニ候迄ハ、天明八申ノ年改之節、書出置候酒造米高之内、半分可致酒造候、右改方之義ハ、先達てより度々触置候通、相心得可申候、若隱造・増造致シ候者於有之ハ、吟味之上其所之役人迄も、急度咎可申付候間、相心得違無之様ニ可致、尤浦賀其外入津高改之義、弥嚴重申付候条可存其旨候

右之趣御料・私領・寺社領共ニ、不洩様可被相触候

戌ノ七月

近年打続諸国大水有之、年々御普請方御入用、多分ニ相掛候处、此度関東川々大水にて、定式御普請所大破ニ付、御料村方ニても、自普請所・私領・寺領共ニ如何等申立候得共、依頼ニ一統御普請被仰付筋ニ無之、

見分之上大川通格別之大破、村方難及引方、或ハ領主・地頭之手当等行届かたく、御料所えも差障場所は糺之上、品々寄御普請被仰付候儀も可有之候、左迄も無之破損所、式内郷堤・往還・道橋・樋類等破損之分ハ、猥ニ御普請等村方願出候共、不取上筈ニ候間、決て願出間敷候

右之通寛政三亥年同五丑年、関東筋出水之節相触候所、村方ニ寄心得違之願等、致候類も有之哉ニ相聞候、此度関東・東海道・甲州・濃州・勢州・上方筋出水ニ付ては、堤川除之普請も莫大之儀ニ至るべく候得共、可被捨置筋無之候得は、夫々普請も可有之儀ニ候、然共川々普請之儀は、堤川除難打捨置場所、御普請可有之は勿論之事ニ候得共、水出之村々堤内郷等いたる迄、さしたる破損も無之場所等も、一統御救ひ御普請などと、心得違願出候類も有之哉にて、心得違之事ニ候、此度御普請之セツ、掛り役人廻村先々において、右趣之願申立候、決て不取上候筈ニ候間、其方相心得違之願申立間敷候

右趣武蔵・下総・上野・下野・常陸・甲斐・駿河・遠江・美濃・伊勢国、其外上方筋御料御代官・私領領

主・地頭より、村々へ不洩様可被申渡候

右之通向々へ可被相触候

戌ノ七月

戌ノ十二月十五日御触書之写

一 当秋諸国出水之砌、酒造半石減之義申渡候処、最早
不及其義候間、定例之通酒造可致候、元来酒之義ハ、
造穀高少し候ても、敢て差支無之事ニ候処、人命ニ
拘候米穀を潰シ候段、畢竟は無益之儀ニ付、酒造米
高之内拾分壹役米可差出候、其向より被積置、諸民
御手当筋ニ可被当行候、委細之儀は御勘定奉行可被
談候

右之趣御料・私領・寺社領共不洩様可被相触候

十二月

同廿八日被仰出候御書付之写

一 此度被仰出候酒造役拾分壹米之儀、酒造米同位之米、
当分銘々酒造人手元へ、罌置候様可被申付候、尤追
て御罌所及差図候ハハ、其節右之場所へ運送可被申
候

八 産業

但シ勝手ニ付石代納相願候ハハ、其段御勘定所え
可被相伺候

御料・私領之内、是迄酒造役冥加等公儀え相納候分
は、一同免除被仰付候間、其段可被申渡候

一 是迄領主・地頭え酒造役冥加等、取立候ても有之候
ハハ、右取立米銀永高酒造人軒別ニ被書分、早々御
勘定所え可被相届候

戌ノ十二月

右之御触書聞正月下旬ニ参候間、関・新太郎様方へ、

(加治田)

関・梶田・川邊寄合色々相談御座候、右両家之衆
中ハ旦那御出ニ御座候、関表も名代斗、此方よりも為
名代、天王町与平殿遣シ申候、梶田両家衆中被申候は、
酒売方不同ニ御座候間、引無はかり切ニ相改申候分も、
可然と被申候ニ付、其外ハそれぞれも名代之義故、其
上ニ次定仕候、上有知・下有知・大矢田辺へ、右之段
関より相談仕候処、返事ニハ是迄も、懸方切升ニ取引
仕候義ニ御座候、殊ニ御運上被仰付候段、公ニ次定仕
候ニても無御座候間、先々右之賑合ニ仕置、御運上一
統ニ相定申候ハハ、其上可然共可仕由返事御座候段、
関表より承知仕候、笠松御役所へ関表より内詞ニ出願

七三七

仕候処、此儀ハ銘々其地頭へ可願由被仰候間、致方無之罷過候、御連上聞合所々え、関表より御座候得共、何分共ニ次定之賑合も相見へ不申候、然処元入之時ニ相成、安心なりがたしを以、関表参会相談仕候所、兎角ニ江戸表出願之仕否相分申上、元入可仕由相談相定メ、同八月十七日菊屋孫六様・陳屋次郎平殿御同道ニて出立被遊候、着之砌御役人御家老後藤理左衛門様・三田要左衛門様御相談御座候処、何れ仕りて宜敷事共相知不申、殊ニ八月六日ニ雲八様御遠行ニて、御忌中故ニかくへつ不都合之由、然所御勘定奉行小笠原様御役人へ、理左衛門様御別条御座候ニ付、内々ニて御聞合ニ御出被遊候処、所々より出願有之候得共、何れ相方附申候事共、願中故相分不申候由、御咄ニ御座候、右之賑合ニては安心成難候ニ付、理左衛門様・要左衛門様御内談ニて、去ル戌ノ秋迄、酒造減石届書領分中より差出シ有之、先達て聞届ケ置申候段、御公儀様へ御答御座候筈ニ、御兩人様かくへつ御勤を以相成申候、則十月廿七日ニ御兩人衆中、関表御帰着御座候、懸不義も同廿九日関表へ参上仕、委細承知仕候

孫六様江戸御逗留中ニ、十月中頃ニ御手紙被遣、元入

之義も内々ニて仕候方、可然候段被仰下候ニ付、用意仕則廿七日ニ元入申候

天明八申年御改
一酒造米株高八百石

右は本株ニ御座候共、近年身上不如意ニ相成申候

ニ付、減石仕候
去戌秋より亥春迄酒造
一酒造米高百五拾石

右之通相違無御座候以上

享和三年亥ノ三月

八左衛門

御役所

右之通書上仕候、何れ関表孫六様へ頼上申上、此書上も関表同帳ニて差上申候

一式朱ト四匁 是ハ笠松出願惣入用、但シハッ割壹

口成分

此銀拾壹匁五分

一金壹両三分 江戸出願ニ付認造用、但シハッ割壹

口分

是は左内様より御割合ニて被仰遣候

一蕎麦切 壹箱 是ハ孫六様御留主之御見舞使遣シ申

候

一 大いな九勺 是ハ十月廿九日参り候節、左内様へ

上ル

此代四百五拾文

一同七勺 是ハ孫六様へ上ヶ申候

代三百五拾文

覚

一^{壹印}酒造米高何程

何之誰知行所

何国何郡之内何村酒造人

何軒

此役米何程

但シ酒造米高之内拾分一

之積り

外ニ休株

何軒

右之通去ル戌年分、酒造役米取立之、銘々酒造人共え預ヶ置、不更痛様手当申付置候、右之外何国知行酒造人無御座候以上

享和三亥年何月

御役名

何誰印

八 産 業

御勘定所

右之書付ニ上ニ重て張附御座候

此石代金・銀・永何程 但米壹石ニ付何程かく

外ニ休株 何軒

右之通去ル戌年分、酒造役石代ニて取立之置申候

右之外何国知行酒造人無御座候以上

享和三亥年何月

御役名

何誰印

御勘定所

又下之所ニ紙次有之候書付

本文酒造米高白米ニ候ハハ、役米も白米之積ニて取立、

酒造高白米何程と御認有之候様ニ存候

右之役之儀ハ、銘々酒造米書上高之内、拾分一を取立

可候筋ニ候得共、去ル戌年ハ一旦半石造も被仰出候義

ニ付、右石替造被仰出候ても、銘々書上程迄は、酒造

不致候者も有之候ハハ、此段得と御吟味之上、去ル戌

秋新酒より、当亥ノ春造り致酒造候米高之内ニて、拾

分一を取立、其分ハ二印案分之通御認、勿論書上高通

致酒造者は、本文之通御認有之候様存候

但シ用所追々有之候様ニ存候、右納所迄銘々酒造人

共入用を以て附造候、尤休株之者ハ役米差出シ不及

候、休株無之候ハハ、外休株は御認有之候様ニ存候

右石代相願申候ハハ、其段聞届ケ地頭へ相納申候、小

物成石代同様之値段にて、御取立掛納之通ニ御認ニ有

之は、御料所にては所相場上米値段を以取立候、是迄

え冥加等御取立有之儀は、御別紙を以御届ケ有之迄、

書面え御差出ニ不及候

矢嶋屋
八右衛門

御勘定所

此書付上ニ重て張附御座候

一石代相願候ハハ、別紙壹印掛紙之通御認之事

一休株無之候ハハ、外休株無御座候と御認之事

壹印書付之表ニ左之通ニ書付張附御座候

此案文之通面内々、又は鑑村紙之内監物にて式通御認

メ、御知行所内ニても国違之分は、一国限ニ式通ツ御

認、早々御勘所へ御差出之事

此書付之儀ハ、殿様より御公儀様へ被差出候、御書付

之御案文也、江戸表役人様より、関表へ参申候間書写

シ置申候

覚

式印酒造株高何程

一酒造米高何程

何之誰知行所

何国何郡之内何ケ村酒造

人何軒

此役米何程

但酒造米高之内拾分一之

積り

去ル戌年分造高

合米何程

乍恐以書付を奉願上候御事

一諸国一同酒造米十分一御米之儀、御触之趣被為仰付

承知奉畏候、夫ニ付先達て書付を以奉願上候、又候

御願奉申上候は、甚以奉恐入候得共、酒造仲間追々

申談候処、元来御役米之儀は、諸民之御手当之筋ニ

被為仰付候御儀、難有仕合ニ奉存候間、出情御役米

も相勤、猶又酒造人共渡世等も可相成様ニ、種々申

外ニ休株

何軒

但シ右同断

此役米何程

右之通去ル戌年分酒役取立之、銘々酒造人共え預ケ置、

不更痛様手当申付置候、右之外何国知行酒人無御座候

享和三亥年何月

談候得共、都て酒造人ニ不限諸売買共、凡十分一之
売値を目的ニ渡世仕、罷通候儀ニ御座候、勿論酒造
人売値之儀ハ、元来水物之儀仕込之時節、寒暖之狂
ひにて、多分変酒等之損失多、其上江戸運送暑氣之
時節、変酒多ク海難等尽有之、誠ニ危キ渡世ニ御座
候得ば、迎も十分一御役米奉差上候ては、酒造人共
一同ニ売値相離れ、渡世相続難仕、必至ニ及渴命ニ、
何共歎ケ敷奉存候ニ付、奉恐入候得共再応奉申上度
奉存候、尤酒造人之儀は乍恐御触書、御文面ニも人
命ニ拘り候、米穀を多ク潰シ、畢竟ハ不益之段被為
仰聞、奉恐入候ニ付、酒造之儀は如何様ニ減石被為
仰付候、迎も可奉畏候、何卒御役米之儀は御慈悲、
御憐愍を以御免被為成下候様、幾重も奉願上候、右
之段被為聞召分、宜被仰立御免被為下置候ハハ、広
大之御慈悲、難有仕合ニ可奉存候以上

享和三亥年二月

川邊村
八右衛門
関村
惣助
同
新太郎
同
次平

八 産 業

御地頭所
御役人中様
右之通願差上申候、此願出之儀は、江戸表之御屋舗迄
上り申候、則御役所ニ納居申候、末々心得之為書記シ
申候

同
市郎右衛門
同
孫 六

亥ノ十一月廿九日御触書

去年相達シ候酒造役米之儀は、追て及沙汰ニ候処ハ、
先不及差出候、右之趣御料・私領・寺社領共、不洩候
様ニ可被相触候

十一月

酒造之義只今迄造来候米高、並株高とも書付差出候事、
天明八年申渡之節も、銘々造方を余分ニ書出置候向も
不少故、此節に至り候てハ、又前々と違、従来是迄も
格別ニ減し造来候もの共、多分之趣今般其旨頻リニ、
相聞候事実相違成次第、何れにも不束之事共ニ候、全
躰酒造之儀は、年々豊凶ニ随ひ、造高之義御聞置も有
之事故、右之趣造高書出ニ相違多候ては、其詮なきの

七四一

みならず、却て妨多事ニ至り、不取締之儀ニて候条、酒造致候之者共、自分以来前々之高ニ無構、其身之分限ニ応シ、実を得候造高之儀を改て申出させ、不猥様ニ申付候、都て無故我共ニ造高を増減不致、有子細て及其儀ニ候ハハ、是又其訳を御勘定奉行え申立候様ニ可被致候

右之趣御料は御代官、私領は領主・地頭へ並寺社領共可得其意候、尤隠造・増造之儀は、弥嚴重其向々より穿鑿可申付候

亥十一月

右之通不洩様、早々其向々へ可被達候、右之御触書当御役所へ参り則書写置候

三四一 江戸入用茶代金請取覚

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

もので、代金は川辺支払いである。

江戸御用茶調上覚

御用

一 正ミ六拾貫目

代金五両

御家中様

一 正ミ式拾四貫目

代金式両也

外ニ

四拾壹匁

拾四貫目壹本ニ付
七拾匁かへ
六箇

八箇

但シ拾貫目ニ三匁五分
壹分箇ニ式匁五分
右八箇入用

メ金七両式分式朱ト銀三匁五分

右之通り相調差上仕、代金不殘御渡シ被下慥ニ奉請取候以上

戌五月廿六日

(解説) 年号は不詳であるが、大嶋氏江戸屋敷の入用茶の明細である。恐らく摂津(大阪)の支配地から送られた

矢嶋仁左衛門様

七右衛門印